

令和6年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金
(導入支援と一体的に行う業務改善支援事業)
実施要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度介護事業所デジタル化支援事業費補助金における導入支援と一体的に行う業務改善支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象範囲等

(1) 第三者による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を行う。

※本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になり得ない事業者であること

(2) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、生産性向上の取組等に関する相談対応等を行う。

3 その他

- (1) 介護事業所の業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うため、ICT導入支援事業、介護ロボット導入支援事業又は介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業は、本支援を受けることを要件とする。